

平成 29 年 4 月 28 日 衆議院厚生労働委員会 井坂信彦議員(民進党)の質疑

○井坂委員

続きまして、ちょっと時間がないので飛ばしまして、児童虐待を防ぐための情報共有について伺います。

資料五、児童相談所が把握していたのに虐待死になったのが百五十件、こういう記事であります。ある例では、児童相談所が十一回も家庭訪問をしたのに、警察に通報したのは子供が殺害されてから一年以上たった後だったとか、あるいは、警察が現場に駆けつけたのに、親からは夫婦げんかと言われて退却して、児童相談所がかかわっていた家庭なのに警察はそういう形で何も知らずに退却をしてしまって、その五日後に二歳児が死亡した、こういうような事例が出てきているわけでありませう。

これは児童相談所を責める話ではありませんで、児童相談所通報件数は、これは二十七年度に十万件以上、二十五年前の約百倍に上っている。一人当たりの児童福祉司が平均百四十件も抱えているんじゃないか、こういう非常に人手が足りない状況が背景にはあるわけでありませう。

もう一枚めくっていただきますと、こういった問題に取り組んでいるNPO法人のパンフレット、いろいろな、先ほど申し上げたような虐待死の事例から、一番下に書いてありますように、児童相談所が警察その他の機関と情報共有をして連携していれば防げる虐待死がかなりあるんだ、こういうことでありませう。

参考人にお伺いしますが、今、年間十万件、児童虐待の通報があるうちの六万件は児童相談所に行っています。そして、残り四万件は主に警察に行っているわけでありませう。警察に行った四万件の情報は全て児童相談所に情報共有をされているわけでありませうが、児童相談所に行った六万件は、逆に警察側には情報共有を基本的にはされておられません。

私は、児童相談所より先に警察がどんどん前に出て虐待の疑いのある家庭に介入すべき、こういうことを言っているわけではないんです。児童福祉司が足りない中で、警察がいろいろ地域を回っている、あるいは別件で何か御家庭にかかわったときに、あるいは病院、医療機関がある子供や御家庭にかかわったときに、児童相談所がちょっと虐待の疑いありとかかかわっている、児童相

談所がチェックしている御家庭なのかどうか、それぐらいはその場でさっと参照できるだけで、警察も、あるいは医療機関も問題に気がつきやすくなり、また、警察官やあるいはお医者さんから虐待児童の情報がアップデートされる、こういうことを期待しているわけでありませう。

参考人に伺いますが、児童相談所に通報があつた虐待児童の情報を警察や自治体、また病院などとデータベースで全件共有をすべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

〔とかしき委員長代理退席、委員長着席 〕

○吉田政府参考人

お答えいたします。

御指摘のように、児童虐待が疑われるケースなどについて、児童相談所、あるいは今、市区町村も含めて、それぞれを中心に、御指摘いただきました警察あるいは医療機関、学校などなど、地域の関係機関が連携をとって、我々からすると、子供の安全を第一という形で考えていただいて対応していただきたいというのが基本であるというふうに私ども思っております。

警察との関係だけに限ってというわけではないかと思ひますけれども、警察との関係でいえば、私どもとして、なかなか警察が前面に出ることで、保護者の方などが少しちゅうちょするようなケースも相談事例に、現場にあると伺っておりますけれども、いろいろな工夫をするなりなんなりをすることによって、警察だけじゃなく、関係機関が広く情報共有をするという取り組みをそれぞれの地域で進めていきたいというふうに思っております。

あと、その中では、御指摘いただきましたように、市区町村にあります要保護児童対策協議会、要対協などの仕組みもございますけれども、今御指摘いただきましたように、データを共有するという仕組みができないだろうかということで、今、既に一部の市区町村では、要対協の仕組みを活用いたしまして、それぞれ把握した児童虐待のケース、通告ですとか相談ケースを情報共有する、要対協のメンバーの中で共有するという工夫をしているところもございますので、そういう先駆例についてはいろいろな機会に周知をしてみたいと思ひます。

また、かてて加えて、もう少しシステムチックにできないかという点については、これまで有識者からの御報告などにおいて、個人情報に配慮するということは当然でございますが、工夫すべしという御提言をいただいております。

今年度、そういうのを踏まえまして、どういう形でデータをつくっていくか、収集方法をどうするかなどについて研究を始めておりますので、そのような取

り組み、そして自治体における先駆例などを我々も考えながら、おっしゃったように、子供の安全を第一に、地域の関係者の間で情報が共有できるということを念頭に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○井坂委員

ありがとうございます。

高知県などは、もう既に全件共有を随分前からやっていて、特段問題が起っていないどころか、いい効果が非常に出ていているというふうに伺っています。

ただ、高知県は、月三十件ぐらいの非常に虐待件数が少ないところなので、全員が集まって、会議で、一番理想のフェース・ツー・フェースで情報共有できているからいいと思うんですが、やはり今一番問題の多い都市部では、当然そういうことは物理的にできないと思います。

本当に、いろいろな関係団体が地域をそれぞれの理由で回っているときに、先ほどの保育のついでに労働実態もというような話と一緒に、やはりせっかく現場をそれぞれ回っている中で、ふと、あれっと思ったときに、ここは児相の案件なのかなとその場でチェックができるような、参照ができるような仕組みがまず必要だというふうに思いますから、ぜひオンラインで参照ができるデータベースというものをつくっていただきたいというふうに思います。

資料でお配りしております七枚目、これは平成二十八年の参議院の厚生労働委員会の児童福祉法に対する附帯決議、ここにも明確に書かれております。

四番目、児童相談所と警察等関係機関が児童虐待案件に関する情報を漏れなく確実に共有するよ うにということでありますから、この決議も重く受けとめていただいて、介入という意味ではなく、まず情報共有、それも漏れなくということであり ますから、仕組みをつくっていただきたいという ふうに思います。

最後に、大臣にこの件でもう一問伺いますけれども、これは、もちろん理想は児童福祉司さんが ぶえて、児童福祉司さんが全ての件で前面に立っ て地域をくまなく回ればいいわけでありますが、やはりそれはなかなか難しい中で、医療機関であつたり、地域を回っている自治体の職員さんであつたり、警察官であつたり、いろいろな方が手足、アンテナとなって、複合的に虐待児童家庭に接触を繰り返していく、情報を集めていく。

こういう第一の目的と同時に、全国データベースをきちんとつくることができれば、これは今全くないんです。だから、虐待児童の家庭が引っ越しをしたら、何かファクス一枚は送る仕組みがあるようではけれども、結局その後ちょっと連携がうまくいかないというような話も聞いて おります。全国データベースをつくることによって、そういう地域間、自治体間の移動に対す

る連携も問題なくできるようになると思いますし、何よりも、やはりこの虐待の問題、これは件数、年間十万件の相談があるわけですから、これらが毎年毎年いわばビッグデータ的に積み積もって、虐待の実態、またそれに対する対処方法が、どうやったときにはどれぐらいうまくいったのか、どういうときには結局リスクが生じたのか、こういう科学的な分析も可能になるというふうに思います。

大臣に、先ほどの件とあわせて、この虐待児童のデータベース、そして情報の蓄積、そこからの分析、政策立案ということに関して、最後、御所見を伺いたいと思います。

○塩崎国務大臣

川崎で少年が殺害されて、多摩川で発見されたケースがありましたが、あれは児相同士の間が最初はきちっとあって、川崎の方の児相はわかっていた、しかし、そういう対象ではないという判断になって、そこからまた問題が複雑化、深刻化して、ああいうような悲惨なことになってしまったということがありました。

したがって、今御指摘のように、データベースで情報共有をするということの重要性はそのとおりだと思いますし、特に死亡事例も、虐待による死亡事例というものが頻繁に起きることが見られるわけですから、そういうことをきちっと分析、検証して、そういうことを回避する、そのための情報共有というのは大事なんだろうと思います。

一方で、もちろん個人情報でもございますから、それをどう守るかということも大事だということだと思います。

データベースの整備については、実は、昨年三月に、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会というところで既に報告をいただいておりますので、地域での情報共有に役立つデータベース、国としての制度、施策等の向上に役立つためのデータベース、これら二つのデータベースを個人情報に配慮して構築することが必要だという提案をいただきました。

先ほど、昨年の附帯決議の中にも情報共有について御指摘をいただいておりますので、こうした提言、そして附帯決議を踏まえて、児童虐待の原因や背景を把握するためのデータ、そしてその収集方法について、今年度、必要な調査研究を行うというふうにしておるところでございますので、積極的に考えていきたいというふうに思います。